

(別紙2) 番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務				
	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報
移 転 先 1	1 子ども未来局児童相談所相談判定一課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定に関する事務であって主務省令で定めるもの	市税賦課情報
	2 保健福祉局保健所健康企画課 区保健福祉部健康・子ども課	〃	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	3 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	4 子ども未来局児童相談所相談判定一課	〃	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	5 保健福祉局保健所感染症総合対策課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	6 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	〃	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	7 保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	〃	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	8 都市局市街地整備部住宅課	〃	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	9 保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	〃	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	10 保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課	〃	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	11 都市局市街地整備部住宅課	〃	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	12 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	13 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	14 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	15 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	16 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	17 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	18 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	19 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	20 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	21 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課 総務局職員部勤労課	〃	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	22 保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	〃	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	23 保健福祉局総務部総務課	〃	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	24 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所	〃	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	25 保健福祉局保健所感染症総合対策課	〃	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	26 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 保健福祉局保健所健康企画課 区保健福祉部保健福祉課	〃	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	27 教育委員会学校教育部教育推進課	〃	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	28 子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	29 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	30 保健福祉局総務部総務課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第2項)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃

移 転 先 2	31	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第3項)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	32	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第4項)	生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	33	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第6項)	札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	34	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第8項)	札幌市生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	35	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第9項)	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	36	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第11項)	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	37	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保険年金課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第12項)	札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	38	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第13項)	札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	39	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第14項)	札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	40	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第17項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	41	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第18項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	42	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第19項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	43	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第21項)	札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	44	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第25項)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	45	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第26項)	札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	46	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第27項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	47	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第28項)	札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	48	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第29項)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	49	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第30項)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	50	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第31項)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	51	子ども未来局子育て支援部施設運営課 児童相談所地域連携課 各区保健福祉部健康・子ども課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第32項)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	52	子ども未来局児童相談所相談判定一課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第33項)	児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	53	都市局市街地整備部住宅課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第34項)	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	54	都市局市街地整備部住宅課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第35項)	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	〃